

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年 8 月 9 日
【会社名】	富士フィルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 助野 健児
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 稲永 滋信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番3号
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 稲永 滋信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2018年8月9日の当社取締役会において、当社の連結子会社である富士フィルム株式会社（以下、「富士フィルム」といいます。）に対して、当社が保有する富山化学工業株式会社（以下、「富山化学工業」といいます。）のA種種類株式の全部を承継させるため富士フィルムとの間で吸収分割契約を締結することを決議し、同日、富士フィルムとの間で吸収分割契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．本吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（2018年3月末日現在）

商号：富士フィルム株式会社

本店の所在地：東京都港区西麻布二丁目26番30号

代表者の氏名：助野 健児

資本金の額：40,000百万円

純資産の額：1,326,357百万円

総資産の額：1,551,800百万円

事業の内容：イメージングソリューション、ヘルスケア&マテリアルズソリューションの開発、製造、販売、サービス

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
売上高	509,527百万円	514,154百万円	538,345百万円
営業利益	32,951百万円	47,808百万円	62,054百万円
経常利益	58,068百万円	35,220百万円	78,896百万円
当期純利益	46,501百万円	25,108百万円	64,177百万円

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

富士フィルムホールディングス株式会社 100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：当社の100%出資の子会社です。

人的関係：当社の取締役6名が相手会社の取締役を兼務しております（このうち、当社の代表取締役2名は、相手会社の代表取締役を兼務しております。）。当社の監査役2名が相手会社の監査役を兼務しております。相手会社の従業員が当社に出向しております。

取引関係：当社は相手会社から資金を借り入れており、また、相手会社に対してオフィス管理費用を一部請求しております。

2．本吸収分割の目的

富山化学工業を事業運営主体である富士フィルムの完全子会社とすることにより、富士フィルムの権限・責任を一層強化し、意思決定やグループ会社との連携等を迅速かつ適切に行うことが可能な組織体制を構築することを目的としております。なお、当社が2018年5月14日付で公表した「富士フィルム富山化学株式会社」設立に関するお知らせに記載のとおり、当社は、富山化学工業と富士フィルムR Iファーマ株式会社を2018年10月1日付で統合し、富士フィルム富山化学株式会社としてスタートさせることを決定しております。

3．本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を分割会社、富士フィルムを承継会社とする吸収分割を行います。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

該当事項はありません。

(3) 本吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会 2018年 8月 9日
吸収分割契約書締結日 2018年 8月 9日
本吸収分割の効力発生日 2018年 9月30日(予定)

- (注) 分割会社である当社においては、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、承継会社である富士フィルムにおいては、会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

(4) その他の吸収分割契約の内容

ア．本吸収分割により富士フィルムが当社から承継する権利義務は、富山化学工業のA種種類株式の全部(900株)です。
イ．本吸収分割により、富士フィルムの資本金及び準備金の額は増加しません。

4．本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

5．本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

富士フィルムの商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容については変更ありません。なお、承継後の富士フィルムの純資産の額及び総資産の額は現時点では確定しておりません。